



Title	生活設計からみた農家の経営「限界」規模についての考察
Author(s)	長谷川, 透
Citation	北海道大學教育學部紀要, 17, 109-136
Issue Date	1970-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29054
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_P109-136.pdf



生活設計からみた 農家の経営「限界」規模についての考察

長 谷 川 透

生活教育研究室

論文目次

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 問題の所在と本論の目的 | 5. 農業経営の分析 |
| 2. 家族経営における農家経済の特質 | 6. 家族経営農家における「限界」規模についての考察 |
| 3. 農家経済の動向とその特徴 | 7. 10町規模以上農家の実態 |
| 4. 農家の生活状態の分析 | 8. 残された課題 |

1. 問題の所在と本論の目的

昨今の日本農業は、昭和36年の農業基本法に基づく構造改善の促進に伴い大きな変貌をとげてきた。その主眼とすることは、いわゆる「自立経営農家」の育成のための経営規模の拡大と離農の促進にある。

ところでこのような農業政策によって現実の農家経済はどのような影響を受けているであろうか。

とりわけ経営規模の拡大は農家の生活内容にどのような変化をもたらせているであろうか。

そして農家の生活を向上させるためには今向が必要なのだろうか。

このために、主として「農家経済調査報告」を用いて現在の農家経済全体の動向を分析し、さらにそれを経営面と家計面に分けて細かくその動向を分析し、その問題点を明らかにし、生活設計という角度からみた経営「限界」規模について考察してみた。

2. 家族経営における家族経済の特質

まず最初に農家経済の持つ特質について述べておきたい。例えば「自立経営農家」の最低限規模等を抽出してゆく場合、この特質を全く無視した労働者家計とのアナロジーでやられる場合がよくある。このような方法では現実の農家経済の動向を十分に把みきれぬのであり、そ

のためにも明らかにしておかねばならない。

その特質の第一は自家生産物の一部を家計に仕向ける事である。そして第二に事業経営と家計との統一から成立しており、しかもこの両者は計算上はっきり区別されていない事である。一般的には自家生産物を商品化する事によって経営と家計とを分離してゆく事を農家経済の近代化といわれているが果してそうであろうか。

全生産物をすべて商品化する場合と、その一部を家計に仕向ける場合とを比較計算してみると、後者の方に現金が多く残り、その現金で耐久消費材等を購入して生活水準を高めてゆけるのである。

農家経済を分析する場合には、これらの独特の構造を十分踏えた上で進めねばならないと考える。

3. 農家経済の動向とその特徴

「農家経済調査報告」を中心に昭和30年度から40年度にわたる10年間の農家経済の動向を規模別に分析してみた。

すなわち農家の現金支出を、農業経営に伴うもの、家計の為の支出、そして貯蓄の3つに分け、農家の現金が何に使われているかをみてみた。第二図がそれを図示したものである。図からも明らかのように2つの特徴的な動きがみられる。その第一は家計費の比率が規模に関係なく全体として低下してきた事である。その第2は、は

ほ3町を境いに、それ以下にあっては貯蓄の比率を増やし、それ以上の農家では経営費の比率が増えている事である。

そこでまず第一の問題、全体として低下している家計現金支出を中心に農家の生活状態の分析をしてみた。

4. 農家の生活状態の分析

農家現金支出の中での家計現金支出の比率の低下は、農家の生活水準の低下を意味するか否か。まずこの事を明らかにするためエンゲル係数と栄養摂取量の分析を行った。

まず飲食物費の支出曲線をとって見たが、そこには規模差が全くみられなかった。次に栄養について、蛋白質、脂肪、熱量の3つについて規模別に調べて見たが、一日一人当りの摂取量には規模差がほとんどなく、年度別にみると40年度に近づくほどわずかあった差も縮ってきている。そして摂取量そのものはほとんど変化がない事がわかった。つまり、家計現金支出の比率は低下しているが、農家の生活水準は上りも下りもせず現状維持という形でこの10年間いる事がわかった。

ところで、大規模農家ほど家計現金支出額は少い訳である。にもかかわらず生活水準という点では規模の小さい農家と同程度でしかないのは何故だろうか。

この疑問をとくために、家計現金がどのような費目に使われているかを細かく分析してみた。

これらの費目の中で規模差が最もよく現れているのは飲食物費である。そして被服費と雑費（交際費が大部分だが）にも少し差が現れている。逆をいえば10町規模等の大きな農家は、これらの費目に多くを支出している訳である。現金の支出が生活水準の向上になるような支出のし方の場合には、保健・教養・文化費、家計光熱費、被服費へ支出されねばならない。

これらの費目への支出こそが生活水準の向上につながるものであり、また現金がなければ支出できない。ところが現金を多く持つ10町規模以上の農家などが、それ以下の規模の農家と同等の生活を維持しながら、いわば余った現金を向上に向けず、飲食物費や雑費に振向けているのである。特に農家においては自給物との関係で多額の現金の支出の必要はないのである。いわばどうにでもなる費用なのである。

この事と雑費（交際費が主）への支出、被服費へ若干多く出している事を合わせて考えてみるなら、現金を多額に持つ大規模農家の生活内容は本当の意味での「ぜい沢」のための支出といえよう。

現金でなくても維持出来る費目に支出し、現金の支出が生活向上につながる費目に支出されていない事は、生

活内容の向上という点では歪んだ支出といえるのではない。

現金を多量に持つ農家が生活内容の向上の為にそれを支出しているという事は、農家の生活設計を考える場合、即ち教育＝生活指導の点から考えるならば非常に重要な問題である。

本論ではこのような指摘以上あまり深くは追求出来なかった。即ち飲食物費の中でもどのような品目のために支出しているのかの追求、および何故このような歪んだ形で生活支出の増大を行うかの追求を含め、農家の生活設計を考えてゆく場合の重要な問題として今後解明してゆきたい。

5. 農業経営についての分析

第2図に現れているように経営費の比率がほぼ3町規模をこえると急激に増加する。何故大規模経営になると経営費がこうも増大してくるのか。

この事を追求するために農業経営現金支出の内訳を細かく分析しこの原因を突止めようとした。

この追求によって明らかになった事はこの比率の増加の原因は経営費全体の増大のためであり、中でも機械の購入による借入金等の増加が大きいためである。

家族経営であるから、規模が大きくなれば機械を導入せねば経営してゆけないのは当然の事である。

そこで機械の農業経営に持つ意味がとわれてくる。すなわち規模の大きさと機械の効率との関係が重要になってくる。この事を明らかにするため、農作業における労働時間量の変化を調べてみた。男女別の年間1人当りの自家農業への投下労働時間量をみると、3町以下の農家では男子の時間量が減少し、女子のそれはほとんど変化していない。

また3町以上においては男女とも時間は軽減されていない。機械の導入によって農業労働時間を減らしているのは3町以下の農家である。

次に反当りの投下労働時間量を分析してみたが、ここにおいても機械の導入によってそれは全体として減少しているが、規模差はほとんどない。

また労働の生産性と機械の関係についても調べてみたが、そこでも規模差はなかった。確かに機械を入れる事によって労働の生産性は向上するのであるが、その向上のし方は規模に関係なく一定なのである。

6. 「限界規模」についての考察（結論）

経営規模を拡大し、機械を導入する事によって労働の生産性は確かに向上するのであるが、その伸びは全く規模に関係ない。換言すれば機械による労働の生産性は規

模の大小にかかわらず一定であるという事である。また反当りの労働時間量、1人当りの労働時間量にもその差はないのである。

この事に駄目を押す意味で、機械の生産性と土地の生産性の相関をとって見たが、農林省が「自立経営農家」として推奨する農家を使つての計算によつてもそれに相関がない事がわかった。さらに機械と経営費との関係についても分析してみたが、これらが相関を持つのは経営額にして100万、規模にして3町までである事もわかった。つまりこの規模を越えると、機械の購入によつて増加した経営費を、この機械を十分働かす事によつて経営費を逆に相対的に減少させてゆけるのは3町規模までという事である。

これらの事と、農家経済全体の分析結果を合わせて考えてみると、どうも3町を越えると農家経済はうまくゆかないように思える。しかしこの事から直ちに3町を「限界」規模と規定するのは早すぎる。というのは先にみた農家の現金支出の中には農外収入からの現金が入っているからである。この農外収入で得た現金を投入して経営費の増大を押えていると考えられるのである。この事と農業労働時間の動きをみた場合、およそ次のような事がいえるのではなからうか。3町以下のような規模の小さい農家は、機械を導入して労働時間量を減らす。そして農外労働時間を確保し、農外収入を得て経営費を抑え貯蓄を増加させている。これに対し大きな規模の農家にあつては、機械を導入しても労働時間は減っていないが、これは経営耕地の拡大とか土地改良に時間をとっているからであろう。

ともあれ、農業における機械の集中、規模の拡大という意味は工業における資本の集中、集積とは全く異つており、集中すれば労働生産性、土地の生産性が向上してゆくような構造をなしていないのである。

そして3町とは断定出来ぬまでも、10町規模以上を越えた場合、不安定な経営になつてゆく事は明らかである。農家の現金支出が経営費と家計費だけで、貯蓄が0という事にでもなれば、これは賃金労働者以下の、いわば問屋制家内工業のような形態に近くなつてしまうという事はいえる。

それではこの打開のためにはどうすべきか。

1つは自己保身的な意味での「限界」規模を定め、それ以上は経営規模を拡大しないでやつてゆく事である。しかしこれでは生活は全然向上しない訳である。もう1つはこのような家族経営を強要している歴史的な社会形

態を作りかえる事である。しかしこの場合でも、中国やソ連の農業政策がスムーズにはいってない例もあり。非常にむづかしい問題をも含んでいるであろう。

7. 10町規模以上農家の実態

以上のような結論を裏づけるためにも、10町以上の農家を実際に調査してみたが、中には40町の水田農家もあったが、どこの農家においても10町を越えると経営がうまく進まない事を訴えていた。直観的だがと前置して、家族経営の場合は、7～8町が限度であり、それを超えると駄目になってくるという話をかなりの農家から聞いた。貯蓄をまわして経営費に当てる不安定な農業経営に対する危機感、このままいけば動きがとれなくなるといふ不安感がどこの農家においてもみられた。この農家の実態調査は、聞取つたまゝを本篇にのせてあるので参照されたい。

8. 残された課題

第一の問題は結論でも触れておいたが農外収入が小さな規模ほど入っている事である。この事は単なる計算上の問題だけでなく、農家にとってこの農外収入がどのような意味を現段階で持っているかの解明として追求されねばならない。そしてこの事はまた機械と労働時間との関係を通して、農家の機械の持つ意味にもハネ返ってくるのである。

第2の問題としては、経営分析が労働時間を中心にしてしかまだ分析出来ておらず、機械と土地の生産性の関係等にしても更に詳しい分析が必要だと思ふ。そのためには農業経営学そのものの勉強を進めるとともに、作物別にも機械の種類別にも細かい農家の経営分析をやらねばならない。

そして最後に、生活教育という点から直接的にもさし迫つた重要な問題だと思ふが、現金支出の多い規模の大きい農家の家計現金支出の歪みの問題である。

この事を農民の意識の問題とか、生活に対する考え方という点に還元するのではなく、生活構造論的な角度から何故かを追求してゆかねばならない。まだ直観の域を出ないのであるが、この歪んだ支出は農家経済の動向と密接な関係を持ち、歪んだ支出になってしまうような生活構造をなしているのではないかと僕には思える。

以上の3点について、今後分析・追求を進め「限界」規模についての解明を更に深めてゆきたい。

1930～45年の日本における師範教育政策 の展開とその特質

逸 見 勝 亮

教育史比較教育研究室

〈論文の構成〉

序 章 師範教育史研究の動向と本論文の課題

拡大とその破綻

第一章 中国侵略の拡大と師範教育政策の展開

第一節 太平洋戦争への突入と戦時教育体制

第一節 侵略戦争の拡大と天皇制軍国主義教育の強化

第二節 短期現役制度の廃止と軍事教練の強化

第二節 第二部学級数増大の意義と教育内容の軍国主義化

第三節 師範学校の拡大と傷痍軍人尋常小学校教員養成所等の設置

第三節 短期現役制度と軍事教練の重視

第四節 「師範教育令」改正と教育機能の破綻

第二章 日本帝国主義の崩壊と師範教育における矛盾の

〈論文要旨〉

序 章 師範教育史研究の動向と本論文の課題

師範教育史に関する研究は、現在のところ時期としては、明治前半期に集中しており、地方史研究の一環として行なわれていることが多い。また方法としては、学校制度史的であるといえよう。ただ多くの場合に、次のような弱点を持っていると考えられる。

第一に、制度の変遷という場合、それは殆んど法制上の変化以上のことを意味していない。第二に、学校制度の背景にあるもの、制度の変化を推進した要因については、分析されない。第三に、師範学校では「徳性の強調がされた」とするが、そうされなければならない必然性を求めることができない。第四に、制度の変化が、それ自身の矛盾を拡大し、あるいは新たな矛盾をさえ内包するのだということを見落している。

また、我々は、現実的課題として、現行教育養成制度がその理念と実質において「師範学校の再編」を強要されていることの本質究明と批判の義務を負っている。

研究動向にみられる弱点の克服と現実的課題に応えるために、多くの研究蓄積の存在にもかかわらず、更に、師範教育についての検討が要求されている。その際、師範教育をとりまき、規定してきた、社会経済の全体的情

勢、日本資本主義の帝国主義的發展の中で、しかもそれとのからみ合いの中で、検討されなければならない。とりわけ、階級矛盾が、師範教育をどう規定してきたのかという点が重要視されなければならないと考える。そして、全体としては、師範学校が常に日本帝国主義の課題実現のために奉仕させられた根源の解明と、更には克服の方向が示されなければならないだろう。

これらのうえに立って、本論文では、1930～45年という侵略と反動、階級矛盾のかつてない高まりの時代における師範学校制度及び政策の歴史的推移を分析するものである。この間における二度の制度改正(1931, 1943年)は、日本帝国主義の矛盾打開の為めの諸策の反映の結果であると考え、制度的改正を中心にすえることにより、その本質と、制度そのものの矛盾の所在を解明することをめざした。そして、師範学校が、人民に奉仕する教員を養成できないのは当然としても、支配階級が期待する教員さえも、日本帝国主義の崩壊の過程にあっては、師範学校が彼等の矛盾打開の重要な手段としてあるが故に、養成され得ない、つまり政策内部の矛盾の故に、その教育機能が破壊されざるを得ない必然性を解明することをめざしている。しかし、教育実態を示す資料は学校史、新聞に限られており、主として政策からの検討によ

らざるを得なかった。

第一章 中国侵略拡大と師範教育政策の展開

1. 第二部学級数増大の意義と教育内容の軍国主義化

金融恐慌、大恐慌下での危機をのりきるために満洲侵略と経済の軍事化、階級闘争の抑圧が進行するなかで、1931(昭6)年1月「師範学校規程」に改正が加えられ、第二部の修養年限がそれまでの一年から二年間へと延長された。従来、この点に関し、第一部、第二部が「対等」になったという文部当局以上の説明がなされていないが、この改正によってもたらされたのは次のような事態であった。第一部(男子)の学級数は、1927(昭2)年から1939(昭14)年まで減少し続け(705から351学級まで)たが、第二部は逆に1927年、121学級であったものが1939年には257学級へと増大し、さらには教員の供給源としての地位も逆転した。そして、一方で、全て公費によるという原則の中で、私費生の増加が見られる。第二部においてその傾向が強く、1932(昭7)年以降、全体の半数は私費によっている。この間、師範教育関係費用は1927年に16,609,281円であったのが1931年には10,915,855円にまで減少している。第一部縮小、第二部拡大により、「中等学校の廃合もなかなか困難」な状況の下で、教育費の削減をはかり、なおかつ「安上り、のうちに教員を確保しようとしたのであった。制度改正による第二部「対等」はそのための基礎を造出した。しかしこのことは、師範学校制度の矛盾を拡大させる結果となつてはね返ってきた。

第一に、伝統的な教育養成観のなかで、二カ年で果して教員の養成が可能かどうかという問題を更に大きく投げかけ、第二に、第二部は、第一部と同等、それ以下に扱われるという状態が量的に拡大し、生徒間の対立も深まり、第三に、第二部入学者は、更に上級学校へ行けなかった「敗残者の群」であり、直接教員をめざす者が減少し、第四に、師範学校は「金のいらない、学校でなくなり、第五に、初等学校教員養成機関でありながら、人民とはますます遊離していかざるを得なかった。

制度改正と同時に、教育内容に改正が加えられた。まず、知識偏重であったとして、法制及び経済が公民科に改められ、道徳との関係が強調された。更に修身、国語漢文、歴史、地理の内容が変えられた。それらは、「社会ノ趨勢」に応え「優良ナル教員」を養成するためであるとして、全体的に道徳的精神的側面が強化されているのだが更にそれ以前に比べて次のような特徴を持っている。それは、天皇制の絶対化と賛美、海外侵略主義の煽動、「時代思想」批判(反共主義)等である。

侵略戦争を肯定させ、闘うエネルギーを骨抜きにする

ために、また制度内部の矛盾をとりつくろうためにも、教育内容における軍国主義の強化は、不可欠であった。「聖旨」にそった「任務」の遂行に何の疑問も抱かず、「実践躬行」する教員を養成するために、「思想上、経済上、政治上」の国難を打開するのは教育であると、たびたび「奮励努力」することが要求されたことは、危機の進行の過程で、師範学校では道徳的精神的教育が強調されなければならないという基本的性格が、いやがうえにもより強化されていったことを意味したし、1931年の教育内容の改正はそのための布石の役割を果たしたといえる。

2. 短期現役制度と軍事教練の重視

師範学校においては、軍事的性格、軍事的要素一寄宿舎の内務班的編成、あるいは卒業後の短期現役制度というふうに一が強いとされていることの本質は、直接、軍事力を養成することではなく、教員が軍国主義思想を身につけて、国民の間で活動することに期待するという点にあった。師範学校卒業者は乙種合格者まで含めて短期現役が課せられたが、この制度の意図は、「国民ニ軍事思想ヲ注入シ軍隊ニ対スル興味ヲ智識ヲ養フ」うための「最大捷徑」であると考えられたからであった。「軍隊ヲ旺盛ナラシムル方法」と考えられたのであり、同様のことは軍事教練についてもいえる。師範学校の軍事教練は、他の中等教育機関よりも、「執銃訓練」が早くから行なわれる、「指揮法」の重視、1〜3学年では毎週1時間多いこと、三週間の「兵営又ハ野営地」での軍事講習が課せられたという点で、重視されたといえる。特に軍事講習では、実弾射撃、銃剣術訓練が行なわれたが、軍事技術そのものより、内務班で一般の兵と共同の生活を经させることによって、「軍隊生活を厭ふ」という反軍的意識を取り除くという点で重要であった。しかし、現実には、徴兵制の下では、短期現役制度による兵役免除は、師範学校が「兵役のがれ」恩典にあずかっているとみなされ、軍国主義下にあつては、教員、師範学校生徒はかえって片身のせまい想いにさせられるという逆の働きをも果たしたのであり、「兵役のがれ」の故に教員になろうとする者がいるとの指摘がなされた。

第二章 日本帝国主義の崩壊と師範教育における矛盾の拡大とその破綻

1. 短期現役制度の廃止と軍事教練の強化

中国大陆における戦線の拡大に伴って必要とされた膨大な兵員の供給源は、熟練工や農林労働力だけでなく、教員にも求められた。

こうして、「複雑化した軍隊教育を十分体得し、児童生徒の教育にその成果を発揮し得ない、又一朝有事の際

に…小学校教員も一般国民と同様に国防の第一線に立つことが国民教育上極めて肝要である」として短期現役制度は、日中戦争開始後の1938(昭13)年2月、兵役法改正によって廃止された。従って、師範学校生徒も、将来「国民ニ軍事思想ヲ注入」させるためではなく、直接的に軍勢力としてみなされることとなり、当然、軍事教練は強化される方向をたどった。そして1941(昭16)年11月、太平洋戦争への突入を目前にして「学校教練教授要目」が改正された。ここでは、軍事技術の発展に伴う陸軍の装備の強化に対応して、かなり高い水準の訓練が要求された。機関銃、擲弾筒、対空射撃、滑空訓練などの導入がそうである。にもかかわらず、教育動語等を中心にすえた精神主義が強調されるという性格は一層強化されたが、このことは軍事技術の著しい立遅れの下で要求された兵員がどのようなものであったかを示しているといえる。この段階で軍事教練の程度は、学校種によってではなく、年齢に対応させられ、師範学校独自の性格は失なわれる。

短期現役制度の廃止は、教員の入営、応召となり、有資格教員の減少として現われ、転退職者の増加ともあわせて、新たな問題を提起することとなる。

2. 師範学校の拡大と傷痍軍人尋常小学校教員養成所等の設置

膨大な兵員の必要と、転退職者の増大によって生じた小学校教員の不足を補うために、第一部の減少傾向は1938(昭13)年に止まり、その後学校規模の拡大がみられる。一方、第二部は、一貫して拡大している。特に短期現役制度廃止の決定がされた、1939(昭14)年には77、また1940(昭15)年には、72学級が増えている。第一部も1940年には51学級増えている。これらの学級数の増加は、短期現役制度廃止対策として行なかれたものであった。先には、第一部と全体経費の縮小が計られ、今は、同じ侵略戦争の拡大下で、第一部学級数の増大を含むその規模の拡大と経費の増大がはかられたのは、その政策の一貫性の無さを示すものとして興味深い。一方、入学志願者は定員を満たさない場合さえ生じ、「先生が手分して各中学校へ勧誘に出かける」という状況さえ生まれた。他の職業が教員よりもその経済的条件が有利である(高小卒の職工と同じであるとされ、高師卒初任給85円、兵学校卒少尉70円に対し、師範卒は47円—1939年)という状態では、社会的地位も低く、政治的圧迫をより強くうける教員に積極的になろうとするものが減少したのである。小学校教員の待遇そのものに手を加えることなしに、教員不足を補うために、文部当局は、「従来の全教員中男子教員三分の二、女子教員五分の一の原則を打破」し、女子教員増大策をとった。北海道の場合で

も、1940(昭15)年にはじめて女子師範が設立されたのである。こうして、教員の中での女性、そして、無資格教員の比率が高くなった。極端な場合には女子教員の宿直すら行なわれた。

その他、各種の講習会が持たれ「戦争に召集された教員不足を応急的に補充するため」の処置がとられた。更に、1940年には、傷痍軍人を中学校教員に仕立てあげるための施設が東京高等師範学校内に、小学校教員にするためのそれは、傷痍軍人尋常小学校教員養成所として、東京、京都等の師範学校内に附設された。同じく准教員養成講習所が、福島、埼玉その他六カ所に設けられた。それらは、「教員払底」対策であり、「傷痍軍人優遇」であり、しかも戦争の体験は「国防に対する認識、傷痍軍人に対する尊敬、感謝の念を高め、子弟の薫育に及ぼす期待も大きい……」とされた。侵略戦争の拡大は、教員を兵士として狩出したが、逆に戦傷者を教員に仕立てあげるということもたらした。これらの施設と並んで、戦争未亡人のために、東京女子高等師範学校内に、高等女子校教員を、東京、宮城他四カ所に小学校教員を、奈良女子高等師範学校に保母を、養成する目的で、特設教員養成所が設けられた。修業年限は各々2、1、1年であった。これらの諸施設は、量的な点では、大きな意味を持たないのであるが、同じ教員養成機関でありながら、師範学校制度には包括され得ないものであり、教員不足補充のために別の機関が設置されたのであるから、師範学校の部分的否定を意味するものであった。と同時に、戦傷者・未亡人対策であり、「白衣の勇士」「戦没勇士未亡人」として軍国主義的イデオロギーをふりまき、戦意の喪失を防ぐ意味をも持たせられたのであった。

4. 「師範教育令」改正、勤労働員の強化と教育機能の破綻

侵略戦争の拡大、特に太平洋戦争への突入は、師範学校制度の幾つかの原則を自から否定するという事態をもたらした。また、教育内容の点でも、例えば、歴史・地理では、「我が国ト密接ナル関係ヲ有セル」国について詳細にし「国民的自覚ヲ喚起」すると一層露骨に对外侵略、排外主義にみあった形でその反動化が進められていった。「自奮自励……識見ヲ高尚ニシ……徳ニ進ミ……品性器能ノ玉成」を期待すると抽象的理念を説きながら、総力戦、長期戦をやりぬくことを訴えたが、戦線の拡大は兵員と労働力の不足を一層深刻なものとし、その矛盾は、直接的に師範学校の上に反映し、すでに勤労働員が始まりつつあった。

札幌師範学校では、1938(昭13)年生徒の「自発性」の下に「事变下に於ケル師範生トシテノ報告ノ実ヲ拳ゲル」ために「報告実践団」がつくられ、慰問、国防敵

金、貯金等の活動が行なわれた。1939(昭14)年9月には美唄・岩見沢原野排水工事のための勤労動員が行なわれた。これはもう抽象的教育理念の実現ではなく、師範学校生徒も「産業労働軍」のための直接の対象にすえられつつあることを意味した。しかし、同時に、文部大臣は師範学校の教育は、「国家教育ノ基本ニ培フトコロノモノ」である(1940.6)と、具体的方策を示すことなしに、教育の重要性を説いたのであった。実際には、「師弟同行、実践躬行が叫ばれ、作業・勤労が重視され、儀式的行事が多くなり、授業も落ち着きを失ってきた」のであり、1940(昭15)年には、授業日数200、集団勤労12、儀式5、神社参拝3、大掃除13、行軍10、防空演習1(札幌師範)という状況にあり、教育破壊は進行しつつあった。今や勤労動員は「実践的精神教育実施ノ一方法」であるという教育的扮飾を捨てて、「食糧ノ確保増進」は「時局下最重要国策」であるとされ、1941(昭16)年には、水田除草、陸軍糧秣廠等へ狩出された。そして、1年間に30日以内の授業日を勤労動員にあてることが許された、というよりも強制された。教育の重大さが説かれながらも、戦争のために農村労働力が奪われていくことの穴埋めに師範学校生徒も利用されたのであり、事態の進行を抑えることは不可能であり、否、むしろ積極的に推進せざるを得ない状況に追いこまれていった。こういった教育破壊の下で、1943(昭18)年3月「師範教育令」が改正された。これにより、師範学校は、中等学校卒業後三年間の修業年限とされ、同時に国立に移管することとなった。この「学校ノ程度ヲ高メル」ことの意義は、「昇格」とそれに伴う師範学校卒業生卒業生の待遇改善によって教員及び師範学校生徒を確保するという点にあった。あいかわらず、志願者が定員に満たないという状態は続き、仮に「定員になっても素質の低下は免れ」ないので、二部生のひけ目をなくし「青年のプライドを満足させるためにも」昇格が必要だと主張された。新制度の現実には「…志願者の減少と入隊応召による軍務によって優秀な教員を」養成することは不可能であったのである。「授業ノ継続」「所要ノ拡充」が指示されたが、1944(昭19)年には、食糧増産のためだけでなく「国防施設事業又ハ工事事業場(輸送ヲ含ム)」等の作業にも動員されることとなり、雨竜村その他の農村地帯、軍用地利用蔬菜栽培等の食糧増産の他に、札幌陸軍需品廠関係工場、室蘭ピッチコークス工場、帝絨札幌工場へ出動した(札幌師範)。1945(昭20)年も同様であり、敗戦当時は、男子生徒の殆んどが動員先にあった。

そして、1945年3月「決戦教育措置要綱」によって、その教育機能は、制度的にも、ほぼ完全に破壊された。

同じ、「聖戦ノ完遂」のために、一方で教育の重視が叫ばれ、一方でその破壊がつき進められなければならないかった。帝国主義は、教育の反動化を押し進めるだけでなく、教育機能そのもの、一般的基礎的陶冶の可能性すら否定せざるを得なかった。師範学校が直接労働力、兵員の供給源とされ、定員すら満たない状態が生まれ、彼等の期待する教員の養成が破壊され、それ自身ではどうして解決され得ない状況の下で「昇格」実現の課題が提起されなければならないかったところに、それ以前のどの時点で現われたのよりも鋭い矛盾の露呈があった。

むすび

極めてせまい範囲での検討によって得られた1930~45年における師範教育政策の特徴づけは次のようである。

第一に、日本帝国主義の諸矛盾とその打開策とはかなり直線的に、制度、教育内容面に現われてくる。その限りでは一貫しているが第二に、教育政策としては常に「その場しのぎ」の域を出ず、矛盾の深まりにつれて、ますます一貫性を失ない、最終的には、学校政策でありながら、教育的価値の実現のためでなく労働力政策として現われ、それまでとは全く異なった様相を呈してくる。第三に、日本帝国主義の要求に基づく学校制度でありながら、その同じ要求の実現を妨げないではおかぬ。それ故に、彼等のいかなる政策によっても、この矛盾は拡大するだけであり、止場され得ないのである。

本論文は、従来の学校制度研究を一步進めることを意図したが、ここでの分析は更に深められなければならない。なお、教育財政政策、師範学校の内部からも階級闘争が発生せざるを得ない必然性、科学・学問研究とのかかわりでの教育内容、教育の専門技術的側面、寄宿舎教育、師範教育思想等の検討が要請されていると考えられる。

《主要資料・参考文献》

1. 「明治以降教育制度発達史」第5、6巻
2. 「近代日本教育制度史料」第1、5~16巻
3. 「東京朝日新聞」1931.4.29, 1932.11.2, 1939.2.24, 他
4. 「帝国教育」631号, 626号, 582号他
5. 「文部時報」429号, 646号他
6. 「札幌師範五十年史」1936.7
7. 「北海道学芸大学札幌分校七十年小史」1956.10.
8. 「軍事講習所感」1937.8
9. 「教育思潮研究」第8巻第4号
10. 「文部年報」54~64年報
11. 中島太郎「教員養成の研究」1961.2, 第一法規出版

戦後大学民主化過程における学生の法的地位

——学生の大学行政参加，とくに学長選挙参加権の事例分析を中心として——

神 田 光 啓

〈論文構成〉

序 章 課題・方法

1. 問題の所在
2. 分析視点，方法

第1章 戦後大学改革と学生自治の定着過程

- 第1節 占領軍の大学教育政策
- 第2節 戦後大学民主化の主体
- 第3節 実定法上の学生規定

第2章 大学管理法起草協議会における「学生参加」規

程条項の消失過程

- 第1節 大学法諸案の登場と経過
- 第2節 大学管理法起草協議会の性格
- 第3節 第10回国会大学管理法論争

第3章 学生の大学行政参加権の定着事例の分析

- 第1節 学長候補拒否権の成立と一橋大学の民主化
- 第2節 立命館民主主義の中軸としての総長公選制

結 章

〈論文要旨〉

序 章 本論文の課題と分析方法

学生の法的地位についての研究は、1965年東京大学で開催された国際大学総会におけるシンポジウム、「大学の自治——その今日における意味」及び1967年公法学会におけるシンポジウム等から現われてくるが、この課題の体系的研究は、まだ見あたらない。

学生の法的地位が研究課題として現在登場してきた背景には、大学における法制度の基本原則として承認されている「大学の自治」を従来専制的に代弁してきた「教授会自治」が、国家の大学への要請の著しい増大、国民の大学教育への期待の中で、大学教育の量的質的变化を担うことができず、かえって空洞化し、そのことによって大学教育、研究機能が涸渇停滞してきたことを打開する方途として量的には大学の最大の構成員である学生の大学における地位の課題が浮かびあがってきたのである。

すなわち、学生の法的地位を探究するうえでの中心課題が「大学の自治と学生自治との関連」、「学生の大学行政参加」等にあることを示しているといえよう。

学生の大学行政参加の形態は、学生個々人の学習権と学問追求の自由を充足させることを基礎としながらも、

学生集団の自治的主体、すなわち学生の総意を代弁する学生自治を背景としての参加の形態をとることから、学生自治の性格規定が重要な課題となるのである。

学生自治の性格規定は、現在全く相反する二方向の研究として進められている。

第1の方向は、「学生自治の拡充説の方向」であり、学生を教員と共に「大学自治」の主体としてみとめ、「大学自治」へ参加することを積極的に支持する見解である。

芝田進午氏、高柳信一氏等は、この立場より、学生自治の範囲を拡大し、学生寮、学生会館の管理運営権、奨学金、大学財政、教育課程編成についての発言権ないし批判する権利の保障を内容とする大学行政参加を提起している。

第2の方向は、「学生自治の制約説」であり、「大学の自治」と「学生の自治」を明確に区別する説と、大学の秩序と対立しない限りにおいて「学生自治」は認められるという説とに更に2分される。

前者は、学生の学問、教育を受ける権利及び施設利用権は、教授、研究者の研究教授の自由を保障するための自治の「反射的效果」にすぎないとの論拠に立つものであり、後者は、大学が自治を主張しうるためには、学生

は、学内においては研究、教育について最終決定権をもつ教官組織が定めた学内規律を守ることによって保障されるとの論拠によるものである。

本論では、「学生自治」の拡充説の立場にたって、敗戦後大学の民主化、再建の過程においての学生の大学行政参加の事例分析を試みる。

本論のねらいは、第1に、敗戦後の大学の再建・民主化過程を通して、学生は学生集団としていかに成長し、いかなる大学民主化の主体の役割を担うのかを追求することである。第2に、大学再建の役割を担うことと、大学行政への参加の関連を、一橋大学及び立命館大学における学生の学長選挙参加権の定着過程を分析することにより探ることである。第3に、第10国会「大学法案」における「学生の大学行政参加」規定の消失過程を通して大学行政参加を法案作製者がいかに認識していたのかを分析することである。

第1章 戦後大学改革と学生自治の定着過程

1. 戦後大学民主化の主体

戦後の大学改革の担い手は、誰れであったのかを検討するには、第1に占領軍の指揮監督下での大学改革政策の創出の主体となった教育刷新委員会、大学基準協会を軸とし、更に文部省を加えた三者の中でとらえる視点があり、第2には、学園の復興と民主化のために各大学で進行した大学改革運動の分析を通して考察する視点があると考え、学生の担った役割は、前者ではほとんど反映されておらず、後者の視点をもってはじめて散見することができる。

さて具体的な対策として、北海道大学における戦後学園再建の過程での学生の役割に焦点を合わせて検討を加えてみよう。

学園の荒廃、社会生活の窮乏、占領軍の「民主化」指令の影響は、北大においても、学生自身による学園の復興と民主化の運動となってあらわれてきた。

この中で敗戦の12月には、早くも大学復興のために学友会結成の動きがおこり、翌年7月には教職員学生を会員とする全学学友会が結成された。

大学復興運動は、無能教授の不信任運動という形でもあらわれてきた農経教室では、「学生代表は、数次にわたり中島教授の講義の低調怠慢を指摘し、数年間独占せらる教室主任を交代し、明朗化すること、徒弟的非自由の解放」を要求、更に農学部学生大会で（1946.11.13）学部運営参加要求の決議をおこなった。

- 1) 学生を含めた学部運営委員会の設置
- 2) 実験室用石炭の確保
- 3) 試験制度の改革

この要求は、農学部長には拒否されながらも、学科主任会議において「必要な場合学生も参加させる」ことが確約された。北大における学生の学部運営参加への最初の確約は、このような学生の「教育要求」を基礎にした運動の結果生まれたのである。

しかし、学生の役割は、部分的・散発的な段階であった。1946年から47年にかけて新学制による大学教育の論議が高まり、大学改革についての改革案が堀内教授を中心に作製されたが、この案では、学生を大学民主化の一主体と位置づけられていなかった。

学内民主化において、学生の一定の積極的な活動にもかかわらず、教官層に学生の役割を十分認識させ得なかった最大の原因は、学生自身の自治組織が確立していなかったことによる。

北大においても学生は自らの自主組織としての学生自治会を結成するに至るのだが、その契機となったのは、教授会や大学協議会が何ら打つ手を持たなかったところの大学の危機的炭不足問題を学生が自主的に「大学を救おう」をあい言葉に炭鉱に集団的に出動していったことにあった。

1947年、北大では「冬を迎えて、本学には石炭1万4千トンもの必要量に対してわずか2千トンの在庫しかなく、配給される見込みはたらず、もし、このままで推移すると、単に研究が中絶されるばかりでなく、実験用動植物の凍死、実験用薬物・器具の破損、水道管・ヒーター等の破裂などにより、研究施設に危機が来ることを知ると、学生達は各学部で学生大会を開いてその打開策を考究し、同じく石炭不足問題に悩む全道の専門学校等によびかけ具体的解決策として勤労隊を組織して掘った石炭の半分を受ける約束で各炭山に出動した。工学部は三井美唄へ、理学部は新幌内へ、医学部は幾春別に赴いていづれも所期の目的を達成した。」

学生は学校当局が解決出来なかった学園の重要問題を解決したことによって、大きな自信を得、組織と協力の力を知った。更に当時最も労働運動の活発だった炭鉱労働者と接してその立場や意見を理解した。この炭山出動を契機として翌年4月迄には、医学部・工学部・法文学部・農学部・予科・土木専門・農林専門にそれぞれ学生自治会が誕生してきたのである。

北海道大学における学生自治会は、第一に大学の危機的状況を学生の協力和組織の力で解決した行動の結果として生まれ、第二には炭鉱における革新的な労働者に組織の生命を教えられて誕生した。第三には「雲上に空中分解」していった学友会の親ばく団体的組織の限界と弱点の教訓の下、広範な学生に根づく方向をもって結成されたのである。第四に早稲田大学をはじめとする東京、

京都諸大学での全員加盟制学生自治組織に学んでいるといえよう。

2. 実定法上の学生規程

占領期における実定法上の学生規程の変化において、注目すべき重大な変更として「49年9月23日の学校教育法施行規則の一部追加改訂」がある。これは、学生生徒の懲戒権について退学処分事由の追加という形であらわれてきた。体罰の禁止と懲戒権の乱用への法的制限を基礎にした懲戒の法的思想は、この改訂により重大な変更を加えられるに至り、学生・生徒の学習権への新たな脅威となってきたのである。すなわち「学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。第13条第3項第3号の次に次の一号を加える。4. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」

13条3項は、懲戒の中で最も重大な意味をもつ。学生の学習権を奪うに値することをきわめて限定的にするための法的制限を示す項目であった。

この改訂が登場してきた背景は、48年9月に出された「大学理事会法案」が猛烈な反対を受ける中で、新制大学の設置を口実にこれを分割していくつかの法案にして提出し、そのねらいを行政上実質的に獲得しようとした文部当局の意図を看破した学生は、全学連の下、49年5月7日国立学校設置法、教員免許法等に反対して同盟休校を実施したが、これに対して東京大学当局は、ストライキ指導学生20名の大量停学処分を行なった。

学生の集団的要求行動に対して処分を東大当局がおこなったことは、学生の「政治活動」に対する退学処分事由の反動的追加改訂を意図していた文部当局の絶好の材料となった。文部省は、「教育基本法8条の解釈について」の通達をだし(49.6.11)「政治活動」への規制を強めることを公然と打ちだした。一方CIEのイールズは新潟大学において、共産主義教授の排除の反共演説の第一声を発していた。(49.7.29)又この退学事由改訂の3日前(49.9.19)には憲法の精神を踏みにじて公務員の政治運動の禁止又は制限に関する人事院規則14-7が制定されている。

このような歴史的状況の連関の中で登場してきた「退学処分事由」の追加規定は、第一に教育的改善の余地なきもの又は、学業継続の意志なき者への処分発想とはまるで異質な、教育条件を向上させる積極的な意志をもつ学生達でさえ治安的に処分する極めて政治的発想の規定であること。第二に団体等規制令(49.4.4)の精神をうけつづ学生の集団行動、特に学生自治会を中心とした学生運動を対象とした規定であることは、その後の裁判判例に登場するこの規定が学生の集団的行動への取締りの役割を果たしていることから立証できよう。第三に「学

校の秩序を乱し」や「学生の本分に反し」等の規定は、現実の適用では無制限に拡張解釈可能な不明確な概念であり、懲戒権者の恣意的適用を可能にしている点でも、極めて問題な規定である。

第2章 大学管理法起草協議会における「学生の大学行政参加」規程の消失過程

1. 大学管理法起草協議会の性格と役割

文部省の提出(48.10.12)した「大学法試案要綱」に対する批判と反対運動が国民の高まりを見せはじめる中で、文部省はCIEの示唆にもとづき、それまでのいきさつを白紙に返し、大学法起草協議会を設置して諸階層の意見を聞き入れて法案要綱を作製するという方向をうちだした。(49.8.5)

起草協議会は東大の我妻栄教授を委員長として20名の委員から成り、1949年9月7日から1950年2月25日迄の間に18回の会議を開き、国立大学管理法案要綱(中間試案)を作製するに達した、この中間試案の36条として「学生の大学運営参加」規定が出されていたが、この中間試案への大学関係者をはじめとする各層の意見を聞きそれにもとづく「修正案」の決定(50.10.15)の過程で、中間試案の36条は全面削除されていったのである。

民科、全学連、大学法対策全国協議会等は、起草協議会の要請にもとづき意見をのべたが、その際、教職員と学生団体との関係に対する規定に対する積極的意見を述べた。

また起草協議会委員である日教組代表も、学生規定に積極性を示し、このようななかで36条項が成案として盛りこまれてきたのである。

しかし協議会多数意見は、評議会、教授会自治の下での教官と学生の連絡こん談会の機関を設ければ充分学生の意見を聞くことができるとの発想にもとづいていた。これに対する少数意見は大学共同体の一員としての学生の人格を認め、大学の自治や運営に発言権ないし決定権を与えよと主張した。その妥協として誕生した36条は、「36条(学生代表との協議)」

1. 学部長は、学生団体学生生活その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため適当な方法を講ずることができる。

2. 前項の学生代表の選出方法その他実施に関する細目は、教授会の議を経て学部長がこれを定める。

3. 学長は数個の学部又は全学部に関係する学生団体、学生生活その他学生生活に関し前二項の規定に準じて適当な方法を講ずることができる。」

一見してわかることは、一項において学生の主体を尊

重し、その意見を学部で反映させる道を示しながらも、二項においては、学生の自主性を無視し、教授会が手続と内容を独断できる規定であり、管理的発想の強い多数意見のねらいがここにあったといえよう。

さて、この規定に対する反応は、積極面を活かす要望として、「学生団体代表者との協議の義務化」「二項の削除」の要求、一方強く反撥し全面削除を要求するもの、「学生との意思の疎通の問題は教育補導の問題」と「学生参加」を「学生対策」にすりかえた意見もでた。

このような圧力の下で起草協議会は、36条全文削除を決定(50.10.15)「勘案の規定は教育上の問題として処置すべきことであり、国立大学管理法案に規定すべきことではないので削除した」と説明した。

「削除」の背景は朝鮮戦争を前後する歴史的時点であり、大学においてはイールズ旋風が吹きあれ学問の自由が危機に直面していた時であり、歴史的状況を反映して学長層の管理的発想が学生対策との発想に流れた点重要であろう。

第3章 学生の大学行政参加権定着の事例分析

日本の大学における総長選挙の慣行は、沢柳事件(大正3年)を契機とする京都帝大をはじめとし、帝国大学の個々と文部当局との対抗力のバランスの上にたつ大学の人事権の獲得という中で慣行化したものであった。

だが、大学が獲得した人事権は、大正デモクラシーの退潮と共にたちまちふみにじられ、昭和13年には荒木貞夫文相(陸軍大将)の「帝大肅学」の名の下総長選挙の慣行は大学から奪われようとした。

敗戦後の学園の再建・民主化は軍国主義者の一掃、中央集権の官僚統制の撤廃を軸に出発したが、まず先行したのは人事の刷新であった。各大学の総長は次々と辞意を表明し更迭された。敗戦後の人事の刷新で特徴的なことは、学園民主化に結集した学生の要求が一定反映したことである。学長の公選に学生の参加を要求するうごきは、学生集団の自治会結成へという「学生自治」を基本とした発想の成長とともに各大学で個別的に具体化していった。

1. 学長候補拒否権の成立と一橋大学の民主化

一橋大学における学長選挙への学生参加を成立させた要因は、第一には、戦争責任の深刻な認識の上に学園再建の基礎が学的良心の上にのみ置かれるとの認識が教官のみならず学園再建のため結束した広汎な学生に浸透し人事の刷新の基準となったこと。第二には、学長更迭、CIEの指示にもとづく教職員適格審査が、単なる人事問題としてでなく、学生を含めて学園のあり方を決する本質的課題と認識されて問題化していったこと。第三に

は、戦前において学園の危機を学生自らの団結の力で解決してきた幾多の経験にふまえた伝統に裏付けられた学生集団の自治意識に支えられていたことである。

学長選挙への学生参加の形態は、長期にわたる教授会代表と学生代表の折衝の経緯をへて、学長選挙内規として定着した。内規では、学生参加の権限は二重に与えられている。第一には、学長候補推せん委員会での候補決定過程に学生の意見を反映させること、すなわち学長候補の具申権を明記していること。第二には推せん委員会で決定した学長候補への拒否権の発動を認めていることである。

しかし、一橋大学における敗戦後第一回目の学長選挙においては(1946年6月)、学長候補具申権の発動のみで、学長候補推せん委員会推せんの二候補と一致したため、学長候補者選定後の拒否権発動の必要はなかった。

1948年10月から12月にかけて、第2回目の学長選挙が行われたのだが、非公開制で進めた新制大学への移行の「立案委員会」案への利害、学生大会流会等にあられた学生自治の一時的停滞の要素を利用し、学生参加への規制があらわれてくる。学生の学長候補具申権の規定を無視した候補決定に対して、学生は学生大会を通じて問題化し、学長候補推せん委員会を解散に追いこみ、再構成させていった。

1946年12月に入り、正規の手続きで三学長候補が選定され、学生は初めて拒否権投票を行使したが不成立に終り、中山伊知郎教授が学長に選出された。

2. 立命館民主主義の中軸としての総長公選制

敗戦後、学園の再建、民主化が平和と民主主義、教育復興を掲げて全国いたるところの学園で進行したのであるが、それらは1948年を頂点としてほとんど途絶していったのである。占領軍の政策転換による民主化への規制、文部行政権の復活による圧力等主な原因であったが各々の大学民主化の担い手の分裂と転向によるものでもあった。

このような中で、立命館大学は、紆余曲折を経つても、学園復興、民主化運動が戦後一貫して継続されてきた数少ない学園の一つである。

私立大学は、その財政運営の基礎が私的経営である点では、一般企業に似ているが、国民全体に対して直接責任を負う公的機関としては、国公立大学と変わらない。

このような経営権と教学権の分離と統一の課題の接点に立って、理事会と教授会の関係を示す指標として私立大学の学長は位置づけられている。しかるに学長の選出の態様は、国公立大学よりも一層明確な大学民主化の指標といえることができる。

立命館学園が、全国的には学園民主化運動への圧力と

運動の退潮が顕在化した「1949年の危機」の時期に、学生・高校生までも含めた総長の公選制を確立させたことは、学園の全構成員による民主化の中軸を確立したこともあった。

戦前における立命館は、天皇制超国家主義イデオロギーを学園ぐるみで実現した「禁衛隊」によって象徴されていた。すなわち昭和3年に組織された禁衛隊を中心に国民精神総動員の嵐の中で、「国体明徴」を旗印に、陸海軍当局への全学教職員学生生徒の献金運動、乗馬隊・槍術隊・剣道隊・防毒隊・高射砲隊・サイドカー機械化部隊等の編成と軍団行進、軍事教練中心の「学園」のありさまだった。

敗戦後、占領軍の民主化指令に接して、立命館の理事達は、天皇制超国家主義から180度の転換を自ら図らぬ限り、神宮皇学館や拓殖大学と同様に廃校又は改組の処分を受けるとの判断のもと、立命館存続のための施策としての学園民主化を理事会が音頭をとってはじめてのである。

理事会は学園民主化の五項目の基本方針の決定、役員の総辞職による人事の刷新、末川総長の招へい等の施策を急速に進行させた。

1948年12月、末川総長は突如辞意を表明した。全学の教職員・学生は、いちじるしい衝撃をうけた。この辞意の背後には、インフレによる私学経営の破局的危機とともに、理事会のリードによる学園復興の限界及び、「立命存続のための末川総長の役割は終わった」とのすでに一部反動化した理事の圧力への末川総長の解答でもあった。

学生は民主的学園が単に民主的な理事者や総長の存在によって保障されるものでないことを事実によって知らされた。総長辞任の問題は、端的に学園復興運動の担い手全体の問題として、立命館を構成する全大学人の問題として把握されるに至ったのである。

これらの討議が学園の隅々まで浸透するとともに、「総長の公選・全学協議会の設置」の要求が湧々と盛り上がり、1949年1月に選挙規定ができ、3月には理事、評議員、専任教員、職員、高校以上の学生代表等95名の投票する間接選挙によって末川総長が最校点(88票)をもって当選したのである。

結 章

戦後大学民主化過程における学生の位置は学園復興運動の一主体と学生がなる過程にあっては、大学行政への学生参加が様々な態様をとりながらも現出してくるのだ

が、朝鮮戦争を前後して、第2次ミッションレポートに典型的に示されてくる教授会の自治、学生の運営参加への制限・規制への政策転換と共に「学生対策」政策が新たに登場してきたことは、単なる治安対策としてでなく、大学における学生の地位、及び大学そのものの再編への意図の契機として把握される必要がある。

一橋大、立命館等の大学民主化の進行が深まった事例においては、大学自治の構造とそれを支える主体についての積極的・実践的な提起をしてくれている。すなわち、教授会自治の確立(学長、理事会に対する優先の原則)と同時に民主化の実践の主体としての学生自治集団の成長と学生自治の定着を大学民主化の第一段とし、教授会・学生自治会・職員組合等の各階層の民主的運営と自治を研究・教育の自由、学生の学習権、職員の労働基本権を軸にすえて定着させ、相互の協議の対等を原則とした民主化を第二段としてきたことである。特に第二段では、形式上、手続上の民主化よりも実質的な民主化が強調されて進められ、学習・教育・研究内容の一層の向上をめざすと共に国民のための大学、庶民のための大学という方向をうちだしてきていることである。

そのような中で、学生の学習権の権利意識が育成され、学生の運営参加の全体的能力を蓄積させる根源のひとつとなっている。そもそも権利意識には二様の段階があり、制度的・法制的に認められた権利の認識の上に立つ自覚と、制度上認められても「いいはずのもの」の自覚、すなわち「正当性の自覚」の上に立つ権利意識である。後者はたたかきを通して権利として制度的に定着を獲得できるものである。

学生の法的地位を規定する観点として、歴史的実践の中でその真理性を検証していく法意識の担い手として学生を積極的に位置づけていくことが必要である。

《主要参考資料》

- イ) 戦後教育資料, VI大学関係部, 立教育研究所資料センター所蔵
- ロ) 第十国会, 衆議院参議院文部委員会議事録
- ハ) 北海道(帝国)大学新聞
- ニ) 一橋大学新聞
- ホ) 立命館学園新聞
- ヘ) 帝国大学新聞
- ト) 下級, 高等, 行政裁判判例集

認知に内在し、対象に起因する 動機づけの因子について

木 村 健 一 郎

特 殊 教 育 講 座

目 次

序 実験目的

第一章 仮説への導入部

第二章 実 験

1. 仮 説

2. 方 法

3. 結 果

第三章 検 討

ま と め

視知覚活動は、Woodworth の云うように、当面する環境を処理するという、有機体の基本的なモチベーションによって駆動される活動であると考えることができる。即ち、新しい刺激の到来によって、いままで慣れ安定していた領域が攪乱状態に入り、脳内のホメオスタシスの不均衡が生ずる。そのホメオスタシスの回復過程として視知覚活動をとらえることができる。視知覚の側からみれば、入来した刺激を自己にとってまとまりのあるもの、意味あるものとして統合することによって、自己と環境との間の調和をとっていく過程と考えることができる。対象の認知を行ない、自己と環境との調和をとり、ホメオスタシスの攪乱を回復する過程を支える機構として図式機構を想定する。視知覚活動は図式が有効に作動するかどうかによって影響される。図式機構が有効にはたらくためには形態弁別などの感覚機能の十全さを前提としなければならない。

実験では、図式機構のはたらきを脳波上における慣れに影響する因子と考え、図式機構の働きを規定している形態弁別機能とを関係づけ、 α 波の賦活、減衰を示標として、図式機構の視知覚活動に及ぼす影響を検討する。図式機構が有効に作動するときは、視知覚活動はその機構の仕事量に影響される。

〈仮 説〉

1. 図式機構がはたらきだすと、形態弁別機能の水準が上昇し、少ない刺激量でもって図式機構のはたらきを

維持し続け、場の構造化が進行する。

2. 心理学的な刺激性の強さは、物理的な刺激強度と形態弁別機能のレベルとの関係のもとに決定される。
3. 刺激の複雑度が形態弁別機能の範囲内にある場合は、複雑度の高いほど活発な視知覚活動を惹起する。他方、形態弁別の水準をこえ、その機能が追従し得ない程度の複雑度の刺激は、刺激性の強度を弱め、活発な視知覚活動は生じない。

〈実験のための作業仮説〉

視知覚活動の水準の高低は、アルファ波の減衰の程度によって表示される。

〈方 法〉

被験者は、大学生男子10名、女子6名の計16名。実験結果の分析は、アルファ波活動の豊富な被験者10名を対象とした。

脳波を記録するために、左前頭部、左こめかみ部、頭頂部、左右側頭部、左右後頭部の計7ヶ所に標準脳波用銀電極を固着した。不活性電極は、左右の耳朶に付着した。脳波計は、日本光電製13チャンネル多用途脳波記録装置を使用。誘導脳波は、同じく日本光電製の分析装置により、8~13 c/sec の波形をとりだし、更に振幅の高さによって、 $0\mu V$ 以上、 $8\mu V$ 以上、 $12\mu V$ 以上のレベルに分析し、一定の仕方パルス数として表示した。

実験に用いた室は、電磁遮蔽、防音、室温の調節がな

された $3 \times 4 \times 3 \text{ m}^3$ の暗室である。被験者は、内部に置かれた心地良い椅子にすわらせた。脳波記録装置と分析装置及び flash の点滅装置は暗室の外に設置されている。暗室内の被験者と室外の実験者は、マイクrophonを用いて互いの意志疎通を行う。

刺戟図形は、被験者から1.5mはなれた暗幕面に $10 \text{ cm} \times 10 \text{ cm}$ の窓をあけ、内部の実験者が裏側で刺戟を操作する。刺戟提示は flash-light projector を用い、被験者の頭上より刺戟面に向かって垂直にフード付きで投射した。flash と flash の間隔時間は原則として2.5秒に設定した。flash の照射時間は約 $10 \sim 20 \mu \text{ sec}$ である。

内部の実験者はレーザーをつけ、被験者に気づかれないように外部の実験者の指示をうけた。又刺戟交替完了時に key 押しの合図を被験者に気づかれないように外部に送ることが出来るようにした。刺戟の交替にもとづく被験者への影響を避けるためと、不随意の雑音を防ぐために実験中ホワイトノイズを出し、マスキングを行なった。

〈刺戟系列と提示方法〉

この実験においては、被験者にとって図形が認知されるかどうか重要な意味をもっている。そこで見える見えない状況を作りだすために、刺戟提示に flash light を用い、その照射時間、背景とのコントラスト、刺戟構造の複雑さを操作した。

第一系列：この系列は、主に仮説1を検討するために組んだ系列である。

- (A) トカゲ図形 (Fig. 1) (トカゲのプラスチック模型)
- (B) 白い正方形の枠と赤い十字 (Fig. 2)
- (C) 閉目 flash (比較系列)

(A) (B) は、単発 flash を用いて2.5秒間隔で30回提示した後、 30 c/sec flash 投射を2.5~3秒行ない、その後又2.5秒間隔の単発 flash で30回提示する。(C)は、被験者を閉目させ、眼前50cmのところから(A)(B)と同じ手続きで flash を投射する。(A)(B)(C)とも 30 c/sec flash の投射前30回と、後の30回とのアルファ波活動の推移を比較し、分析する。

第二系列

- (A) 複雑度1：複雑度2



Fig. 1

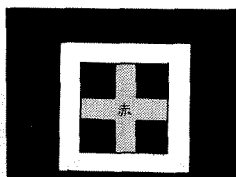


Fig. 2

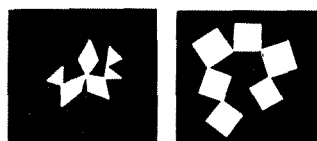
- 1. 三角形
- 2. 四角形
- (B) 複雑度1：
複雑度3
- 3. 三角形
- 4. 四角形



複雑度1



複雑度2



複雑度3

複雑度2の刺戟図形は、複雑度1の刺戟図形を3つに分割したのによって構成したものである。複雑度3の刺戟は、複雑度1の刺戟図形を6つに分割したのによって構成したものである。複雑度2の刺戟は、認知可能な図形、複雑度3の刺戟は、認知不可能な刺戟として作成したものである。

(A)(B)ともに刺戟図形を30回 flash 提示したときのアルファ波活動の推移を比較し分析する。

〈分析方法〉

分析示標を振幅が $8 \mu \text{ V}$ 以上のアルファ波とする。各回のパルス数は、flash 投射後1秒間における $8 \mu \text{ V}$ 以上と $12 \mu \text{ V}$ 以上の総パルス数である。flash 投射後1秒間としたのは、1秒以後では刺戟提示による影響がほとんどなくなると考えられるからである。

〈結果〉

第一系列：図I II IIIは、(A) (B) (C)を30回提示した後、 30 c/sec の flash を2.5~3.0秒投射し、その後単発 flash で30回提示したときのアルファ波活動の推移をグラフに表示したものである。数値は10名の被験者の2回毎の総パルス数を平均したものである。

① 30 c/sec flash を投射する以前の30回においては、回を重ねるごとにパルス数は増加の傾向をたどり、慣れは速やかに生じ、安定している。(図I, II, III)

② 30 c/sec flash 投射後の30回においては、パルス数が急激に減少し、慣れの破壊を生ずる。その後パルス数の増加を示すが、15回ぐらまでは以前の高い慣れの状態に復帰することなく慣れは抑制されている。(図I, II)

③閉目 flash の場合、 30 c/sec flash の投射後急激なパルス数の減少を示すが、すぐに以前の高い慣れの状態に復帰する。(図III)

〓認知に内在し、対象に起因する動機づけの因子について、

第二系列：図IV、Vは、(A)系列の結果である。数値は三角形の場合10名、四角形の場合6名の各回の総パルス数の平均である。又図VI、VIIは、(B)系列の結果である。

①複雑度2の刺戟図形の場合、複雑度1と比較して明らかにアルファ波の抑制度は高い。その結果は三角形、四角形の両者に見られる。(図IV、図V)

②複雑度1も複雑度2も慣れが進行するが、複雑度2の方が慣れの抑制が長く続いている。

③複雑度3の刺戟図形の方が、複雑度1よりもアルファ波の抑制度は高い。その結果は三角形、四角形の両者にあてはまる。(図VI、図VII)

④図VIは全体的な結果である。三角形の場合においては個人差があり、各被験者の結果を見ると2つのタイプに分けられる。第1のタイプは、複雑度1の刺戟図形に比較して複雑度3の方が全体として低いパルス数の推移を示しているもの。第2のタイプは複雑度1の刺戟図形に比較して、複雑度3の方が全体として高いパルス数の推移を示しているかあるいはほぼ同じような推移を示しているものである。第1のタイプは、複雑度3の刺戟を認知し得たグループとほぼ対応し、第2のタイプは、認知し得ないグループとほぼ対応している。(図VI)

⑤四角形の場合、(図VII)個人差はあまりなく、ほぼ第1のタイプと同じであり、6名中5名が刺戟図形を認知していた。

〈検 討〉

この実験は、視知覚活動に対する刺戟の物理的特性と形態弁別機能と図式機構との関係を検討するために行なったものである。

第一系列は、視知覚活動に対する図式機構のはたらきを見るために組んだものである。第一系列の(A)(B)(C)において、図式機構が作動することによって、視知覚活動が活発化することが証明された。

図式機構が作動する前提となるのは、形態弁別機能の十全さである。30 c/sec flashの投射前においては、刺戟が形態弁別機能に合致しないために、図式機構が作動しないのである。図式機構が作動しないため、脳全体に拡

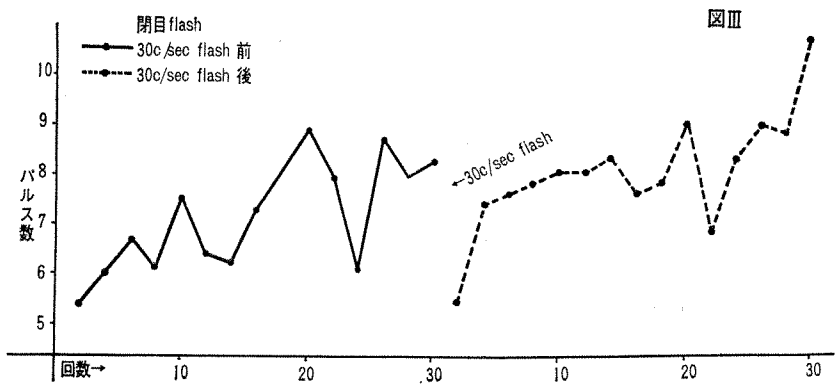
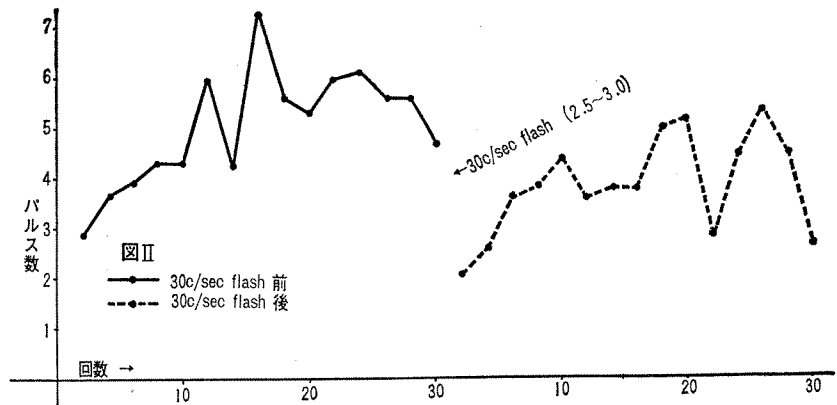
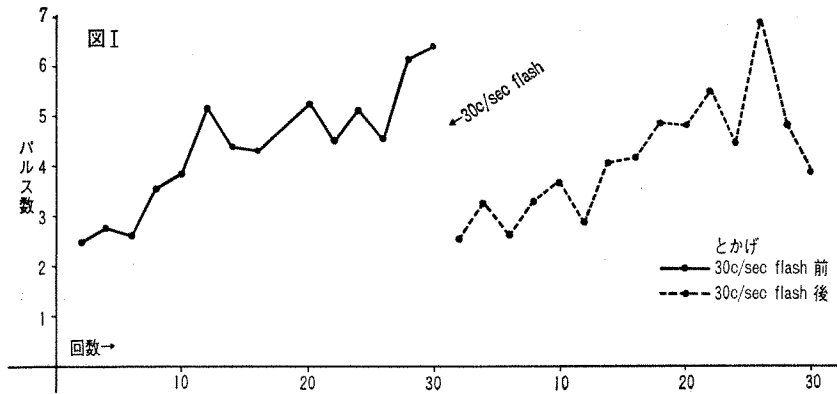
散した興奮を収束させ、構造化することが出来ない。そのため、脳内の高度な興奮の場の不均衡は生ぜず、その回復過程はすみやかに進行し、視知覚活動は持続しないと考えられる。

30 c/sec flashにより、被験者の形態弁別の機能に合致するに十分な刺戟量が与えられる。図式機構が作動し始めるために興奮の場の勾配は再構造化されることになり、高い緊張状態に入る。又図式機構が作動すると、饋還回路を通じて形態弁別機能を高め、30 c/sec flashの前と同じ少ない刺戟量でもって図式機構の機能を維持することができるようになり、場の構造化は進行する。それが30 c/sec flash 投射後の慣れの抑制となってあらわれてきたのであると考えられる。

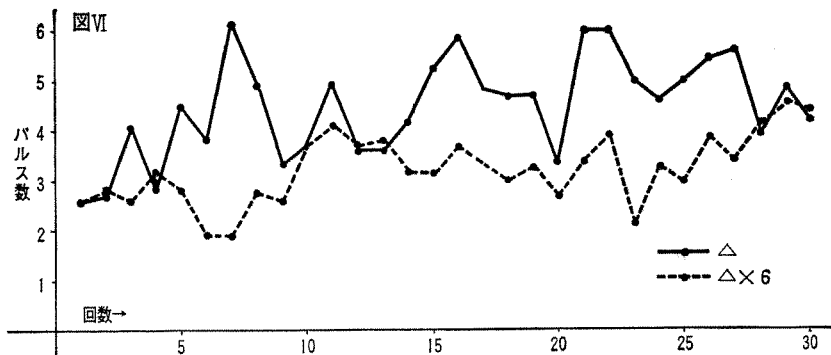
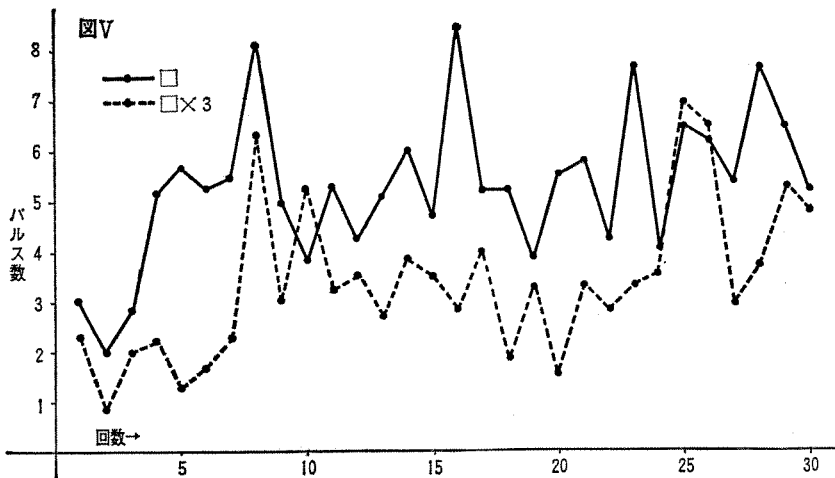
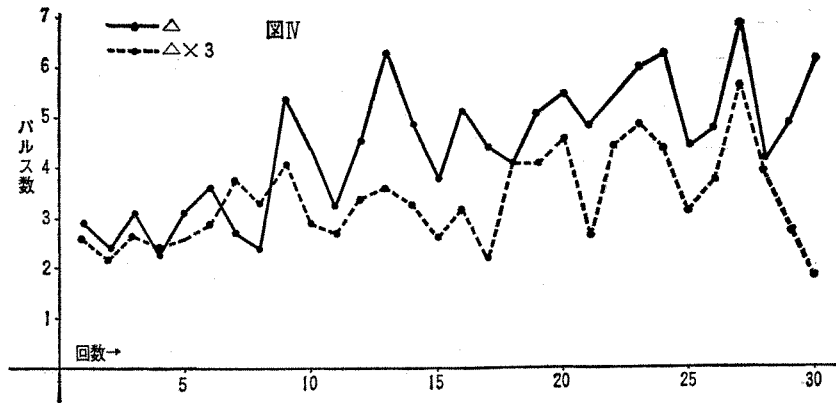
第二系列は、刺戟の物理的な特性(複雑性)と図式機構との関係を検討し、複雑図形刺戟の刺戟性を規定しているのは、物理的な複雑さのみではなく、主体の形態弁別機能の水準と、図式機構の作動ということが関係していることを見るために組まれた系列である。結果①②③④⑤により、刺戟が主体の形態弁別機能に合致するか、否かによって、視知覚活動のレベルが変化することが実証された。

複雑度1：複雑度2においては、両者とも明確に認知しうる程度の複雑さであり、図式機構は作動する。その範囲内においては、刺戟構成が複雑であればあるほど、図式機構が刺戟を構造化するうえで多くの時間を必要とし、視知覚活動は持続する。このことは、複雑度1：複雑度3の四角図形によっても支持される。複雑度1：複雑度3の場合、結果の④より、刺戟の複雑度に被験者の形態弁別の水準が追従し得ないためにその機能の十全さを前提とする図式機構が有効にはたらかない。それ故、饋還回路を通じての形態弁別のレベルも上昇せず、刺戟性を強める過程、云い換えれば、脳内の緊張状態をつくりあげることができないのであろう。そのため被験者にとって、複雑度3の刺戟は物理的には高い刺戟性をもっているが、心理学的には複雑度1と同じかそれ以下の刺戟性をもっているにすぎないのであろう。

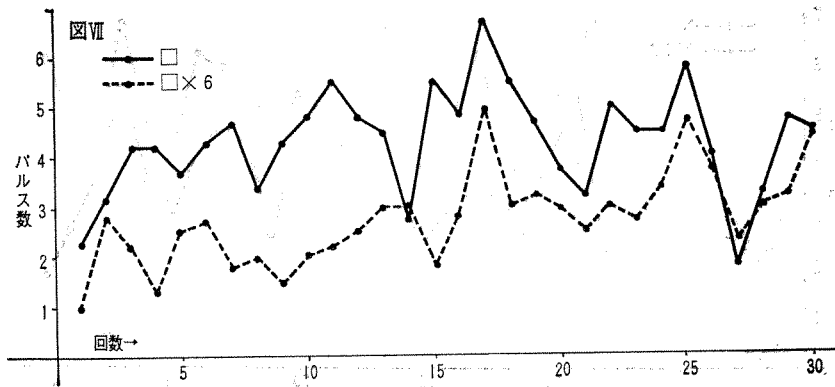
《図表I～VII》



＊認知に内在し、対象に起因する動機づけの因子について、



教育学部紀要 第17号



農業近代化と農民の教育

～農民の構造改善事業と教育への対応を中心として～

松 田 光 一

産業教育講座

目 次

序 章 研究の目的と方法

第1章 地域の概況

第2章 当別町における構造改善事業の実態

第3章 農民の構造改善事業にたいする態度

第4章 農業近代化と農民の教育への対応

第5章 む す び

(Ⅰ) 研究の目的

今日、日本農業をめぐる問題は非常に多く、明るい材料に乏しい。すなわち、生産性が低いということが農業所得の低さにつながるし、それから派生する後継者不足、出稼の社会問題化、農業就業者の高齢化、豊作貧乏、機械化貧乏等々枚挙にいとまがない。このような農業の一般的状況を背景に、36年農基法成立、翌37年度より構造改善事業が実施され、農民に大きな期待を抱かせたが、大谷省三氏にいわせると、その期待もいろあせたものになった。これは構造政策が自立農家の育成と離農促進の二面をもつもので、離農促進に基礎をおく自立農家育成の構造政策であるため、最低賃金制の確立、賃金水準の引上げ、社会保障制度の整備拡充が先決になると思う。そのことは、最近の兼業農家の増加が挙家離村の難しさを示していると思われる。ともあれ構造改善事業が北海道においても実施されているわけであり、それが農村内部にいろいろな影響を及ぼしている。そこで本研究においては、事業にともなう農業経営や農作業の変化等にたいし農民がどのような対応をしているのか農民の態度より明らかにしようと意図したわけであるが、それに先だてて農民が構造改善事業に対しどのような意識を抱き農業教育へどのような参加を示しているのか明らかにした。本研究はその意味では中間発表の形になるわけであり、今後構造改善事業の組織化された集団を対象に具体的な種々の変容過程を克明に追求し、農業知識導入のプロセスや教育欲求の分析をしてゆくつもりである。それ

ゆえに、今回の研究では主として農民の近代化の志向と構造改善事業に焦点を合わせることによって探ってみようとしたことと、その関連において農業教育（フォーマル、インフォーマルを問わず広義にとらえる）への農民の対応を調査し、産業教育の基礎研究として実施した。

(Ⅱ) 研究の方法

本研究は主として農民の意識を中心に行なったものであり、その限りでは意識論研究の範疇に入るものと思う。具体的に述べると、方法論的には農民の意識を経営規模や部落における地位等に関連させて明らかにしようとするものである。このことは、換言するなら農民の生産活動を中心に社会全体との関連で、農民の意識、特に構造改善事業にたいする意識がどのような内容をもっているのか分析するものである。そして、それによって農民の農業改善にたいする指向を明らかにしようとするものである。

以下分析の枠組を示す。

- (A) 地域社会の農業構造を明らかにし、地域農業の課題がなんであるのか明らかにする。
- (B) 地域において行なわれている構造改善事業の実態がどのようなものであり、実施段階での推進体制、運営の方法等を明らかにする。
- (C) 調査対象者の農業基盤がどのようなものであり、かつ地域農業内における位置づけを行なう。
- (D) 構造改善事業にたいする農民の意識を分析し、農

業基盤との関連で考察する。

- (E) 農民の将来目標を(D)に関連させて分析する。
 (F) 地域における農業教育への農民対応、さらには各種メディアの利用を明らかにし、さらにどのような知識を必要としているのか分析する。
 (G) 構造改善事業に対する意識や将来目標と農業教育への意欲とがどのような関連があるのか明らかにする。

(Ⅱ) 調査の方法

石狩郡当別町弁茂地区における構造改善事業参加農民より農業経営主22名を対象に実施。

43年8月17日～8月24日 面接調査

ク 9月以降 調査もれや不備な面を補足する面接調査

(A) 当別町の農業

当別の開拓の歴史は明治4年に始まる。旧仙台藩の支藩による入植開拓であり、以来今日では石狩支庁管内唯一の米どころに発展してきた。昭和40年国勢調査によって産業別就業者数をみると農業人口が全体の過半数53%強を占める。当別町の農業の産業の中での比重が大きくそれを示す資料は省略する。ともかく農業に大きく依存する町であると断定してまちがいない。農業の当別町の基幹作物は水稻で、全作付面積の約79%で水稻一辺倒であり、農家戸数が年々減少してきている中で逆に水田農家は(S30 1,368戸, S35 1,547戸, S40 1,790戸)増加さえしている。しかし北海道の他の地域と同様に専業農家は減少化傾向にあり、逆に兼業農家の増加がみられる。それは40年と35年の経営耕地規模別農家数でみると3～5ヘクタール層以上の増加と、それに達しない層の減少や、3～5ヘクタール未満層の兼業農家の増加はそのことを物語る。また43年と40年を比較すると、階層分解の分岐点は5ヘクタールを中心にしており、年々この地域の農業も大型化しているといえよう。農業就業人口、農家戸数が減少するなかでも、当別町は今後も農業の町として存立してゆくものと思うが、他の市町村と同様な傾向が農業内部に存在することは理解できよう。町農業の方向としては引き続き水稻による農業経営の安定を目指し、副業的に酪農や養鶏、養豚を実施する動きがみられる。

(B) 構造改善事業の実態

当別町構造改善事業は弁茂地をにおいて行なわれているわけだが、それにさきだって道営圃場整備事業が昭和41年度より昭和45年度完了を目途に出発した。それは弁ヶ別、茂平沢、青山三ブロックで区画整理、灌排水、暗渠、換地等を総合的に整備拡充しようとするもので、関係農家219戸、面積723.2ヘクタールで費用総額5億円

である。そのうち5割は国庫補助、2割5分は道、残りの資金を農民が公庫資金、近代化資金、その他直接に負担しなければならず7割5分の助成といっても農民への負担はみのがせない。当別町の構造改善事業は、この道営圃場整備事業による基盤整備にのった形で行なわれるもので、弁茂地区50戸の参加で43年度より3ヶ年計画で始まった。その計画の全体を述べると、トラクターを6台(40P S)、コンバイン2台(90P S)、農機具格納庫2棟、穀乾燥調整施設(ライスセンター)を整備することによって、しかも他に農民の協働作業を通じ省力化された大型機械化農業を目指し農業の生産性を計ろうとするものであるが、実際に参加している農家の耕地面積と参加しなかった農家のそれとは明らかであり、構造改善事業の意図が読みとることができよう。ともあれ構造改善事業は総費用1億317万円の予算で国の5割の補助で実施され、残りの5割は農民負担となり、道営圃場整備事業の負担を加算するなら一戸平均の費用負担は68万円になり、後で農民がこれに対し不満をもらしているがここでは省略する。構造改善事業を推進するための当別町構造改善事業促進対策協議会、地区協議会、弁茂機械利用組合、トラクター利用組合等の機関が設立されている。こうして構造改善事業後の計画をみると表1、表2、表3に示すように、耕地面積(土地利用)、総所得額、生産額農業従事者数等は改善される予定であるが、結果はどうなるか現在の状況ではなんともいえない。

表1 土地利用計画

		現 在	改 善 後	備 考
耕 地	田	167.8 (ha)	205.4 (ha)	取得 6.7 ha
	畑	18.6	9.5	
	計	186.4	212.9	
山 林		57.7	57.7	
そ の 他		36.0	-16.2	
合 計		280.1	286.8	

表2 事業成果(計画)

			現 在	改 善 後
総 生 産 額	農 産	生 産 額	86,229千円	109,957千円
		内 基 幹 作 目	85,650	100,957
	畜 産	生 産 額	2,789	7,046
		内 基 幹 作 目	89,018	117,003
総 所 得 額	合 計	生 産 額	85,650	109,957
	農 産	生 産 額	52,462	72,242
		畜 産	1,799	1,801
生 産 性	合 計		54,261	74,043
	常 時 労 働 人 員 1 人 当	生 産 額	614	6,104
		所 得 額	374	699
	1 戸 平 均 所 得 額		1,805	1,543

表3 経営構造改善計画—農業従事者数

		現 在	改 善 後
常時労働人数	家族従事者数	139人	106人
	年 雇 人 数	6	
	計	145	106
臨時雇人員	臨時雇人数	3,246	704
	計	3,246	704

(C) 調査対象農家の農業

弁茂地区における経営耕地面積は当別町の中では狭小であり、7.5ヘクタール以上の農家が存在しないことであり、このことは弁茂地区82戸のそれを示した表4をみていただきたい。ほとんどの農家が1.5～5.0ヘクタールに集中している。当別町全域の平均は3.0～7.5ヘクタールに集中している。また構造改善事業に参加している農家は表4でもわかるように1.5ヘクタール以上の農家に限られているが、実際には2ヘクタール以上の農家であって、構造改善事業の性格がでているものと断定できよう。弁茂地区は他の地域と同様に水稻中心の農業であるが、開墾の歴史が古いので灌漑や排水が悪く、道営圃場整備事業が上からの意向で実施された地域である。しかし土壌もよく、当別町の中では中心的地位にある。調査

(D) 構造改善事業に対する農民の意識

表6

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	オ	ワ
調査 番号	群地面積	営農経 験年数	役職に就 いている 人	指導者の 被選者	事業に対 する家族 の意見	事業の評価	今後専業 か兼業か	群地の拡 大を考え るか	反収の増 加を考え るか	副業を考 えるか	機械の共 同利用を している	共同化の 評価	共同化をと り入れるこ とについて
①	C	A			○	○	○	×	○	×	○	○	△
②	B	C			○	○	○	○	×	×		○	○
③	B	C			○	○	○	○	○	×		○	○
④	A	C			×	×	×	×	×	×		×	×
⑤	C	A	○		○	○	○	×	○	×		○	△
⑥	B	C	○	○	○	○	○	○	○	×	○	△	○
⑦	B	C	○		○	○	○	○	×	×		△	○
⑧	A	C			○	△	△	×	×	×		×	×
⑨	C	C			○	○	○	×	×	×	○	△	△
⑩	C	B			○	○	○	×	○	×		○	○
⑪	A	不明	○		○	○	○	×	○	×		○	○
⑫	A	C		○	○	○	○	×	○	×	○	○	×
⑬	C	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑭	A	C			○	○	○	○	○	○	○	△	不明
⑮	B	A			○	○	○	○	○	×	○	△	△
⑯	B	A			×	○	○	○	×	×	○	○	△
⑰	B	C			×	○	○	×	○	×	○	×	×
⑱	C	C	○		○	△	○	×	○	○	○	○	○
⑲	C	不明			×	△	○	×	○	×	○	不明	不明
⑳	C	不明	○		○	△	○	×	×	×	○	○	△
㉑	C	C		○	×	△	○	○	○	○	○	△	△
㉒	B	C			○	○	○	×	○	×		△	△

凡 例

イ 欄 { A 3ヘクタール未満
B 4 " "
C 4 " " 以上

ト 欄 { ○ 専業
× 兼業
△ わからない

ロ 欄 { A 10年未満
B 20 " "
C 20年以上

チヘス欄 { ○ 考えている
× 考えていない

ホ 欄 { ○ 家族全員一致で参加
× 全員一致ではないが参加

オ 欄 { ○ よいと思う
× 悪いと思う
△ わからない

ヘ 欄 { ○ よいと思う
× 悪いと思う
△ わからない

ワ 欄 { ○ とり入れたい
× とり入れたくない
△ わからない

対象農家の経営耕地面積は表5に示してあるが、耕耘機は①と④以外の全農家にあり、籾乾燥調整施設は①、②、④、⑧、⑪、⑫、⑭、⑰の8戸を除いて他の農家に装備されている。田植機械（動力）や稲刈機械は未だ普及をみていない。

表4

経 営 規 模	農 家 戸 数
1ヘクタール 未 満	5 (5)
1.0～1.5ヘクタール 未 満	1 (1)
1.5～3.0 "	32 (19)
3.0～5.0 "	40 (7)
5.0～7.5 "	4 (0)
計	82 (32)

() の数は構造改善不参加農家

表5 調査対象農家経営耕地面積

A 群	④ 2.32	⑪ 2.82	⑭ 2.84	
	⑤ 2.81	⑫ 2.9		
B 群	② 3.89	⑥ 3.52	⑯ 3.24	⑰ 3.08
	③ 3.82	⑦ 3.94	⑱ 3.17	㉑ 3.64
C 群	① 4.05	⑧ 5.02	⑬ 4.6	⑲ 4.66
	⑨ 4.88	⑫ 4.21	⑮ 5.16	㉑ 4.99

(注) ○の中の数は農家番号を表す

表7 今後構造改善事業によってよくなると
思われること

調査番号	収量増加	労働の軽減	耕田地の化	作業能率向上	機械導入	婦人労働の減	共同精神の生	発育導入	容易になる	兼業がしやすくなる	わからない
①		○			○	○					
②		○	○	○							
③		○		○		○					
④											○
⑤		○		○	○						
⑥		○		○	○						
⑦											○
⑧							○	○	○		
⑨											○
⑩	○	○		○	○		○				
⑪		○		○	○					○	
⑫	○	○		○	○						
⑬		○	○	○	○						
⑭				○	○						
⑮		○		○	○		○		○		
⑯				○	○						○
⑰		○	○	○	○						
⑱		○	○								○
⑲		○		○	○						○
⑳											
㉑											
㉒											○

農民が構造改善事業にたいしてどのような意見をもっているのか、表6、表7でみてみよう。

表7は農民が構造改善事業によって今後よくなると思っている点を示したものである。これからわかるように労働の軽減と作業能率の向上が農民にとって今後よくなる点としてあげられている。また事業参加を決める際の家族の意見を調べてみると、家族全員一致にしろ、家族内に反対者がいた場合でも構造改善に参加しないことによる部落内の立場の悪化を心配して参加しているケースが目立つ。(④, ⑧, ⑬, ⑱) そのことは構造改善に参加する際の主要なねらいにも欠け、事業参加への動機がないことを示す。(②, ④, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑰, ⑱, ㉑, ㉒) しかし事業そのものについて否定するものは④の1人であり、わからないものが5名、他はよいものと判断しているわけであるが、事業負担の大きさに対する不満の大きさは見過すことができない。構造改善参加農家1戸あたり平均で60万余りの負債になり、事業の負債額と事業参加によるメリットとを相殺し、どっちにプラスを見出すかによって農民の評価も異なる。そうしてそこには経営規模や経験年数などの差による相違はみられないが、部落のリーダー層が事業を高く評価し、他の農民に大きな影響を与えていることはいえる。また専業でやってゆこうとするのか、兼業でやってゆこうとするのかの間には、④が兼業化するといっているほか⑧がわからないといっているのを除いて、他は専業農家としてやっ

てゆこうとしている。また農業収入を増加させるため④, ⑧, ⑨, ㉑を除いた農民は、耕地の拡大、反収の増加、あるいは副業のうちのいずれかを考慮している。構造改善事業に関連させて共同化について意識を調べてみると、共同化への評価と自分の家ですり入れるという点では若干のずれがみられ、共同化をとり入れるにはためらいが感じられる。実際に機械の共同用をしていた農民でも共同化にはさほどの肯定がみられない。

(F) 農業教育への対応

現在当別町におけるフォーマルな農業機関は、農協主催の農民講座と改良普及所による水稻研究会の二つであり、前者は毎年2月に5日間の日程で行なわれ、後者は会員組織による通年の研究システムをとっている。43年の農民のこれらにたいする参加は表8に示してある。地域におけるフォーマルな農業教育機関は他に農業学園普通科、青年学級等があるが、農業経営者を対象にしていないので省略する。また丹波地区におけるインフォーマルな研究グループの存在は認められない。それゆえ農業経営者にとって教育の機会は農民講座、水稻研究会の二つと、あとはテレビ、雑誌等のマスコミや農民同志の話し合、視察旅行、農協や普及所、そして役員等の接触を通じて諸知識を得ていることになる。テレビやラジオの視聴では「明るい農村」、「明日の農作業」、「ラジオ農業講座」等であり、新聞雑誌では「農業新聞」、「家の光」、「ニューカントリー」などがあげられる。視察旅行は42年の場合には上川農試、篤農家の経営改善の状況を視察するために行なわれたが、実際には農民の慰安旅行的セ

表8

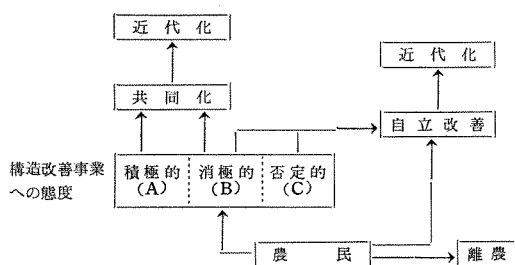
	農民講座	水稻研究会	テレビラジオ	新聞雑誌	視察旅行	必要と思う農業知識
①			○	○	○	農業気象
②	○	○	○	○	○	
③			○	○	○	
④	○				○	
⑤		○			○	農業機械技術
⑥	○	○	○	○	○	
⑦				○	○	
⑧			○		○	
⑨				○	○	農業気象 水稻技術 農業経営
⑩	○			○	○	
⑪	○	○		○	○	
⑫		○		○	○	
⑬	○	○	○	○	○	機械知識
⑭	○	○	○	○	○	
⑮	○	○	○	○	○	
⑯	○	○	○	○	○	
⑰	○		○		○	農業気象 経済知識
⑱	○		○		○	
⑲	○	○		○	○	
⑳		○			○	
㉑	○	○	○	○	○	
㉒		○			○	

シスで受けとめている部分も多い。そのことは視察旅行の参加者が多いことでもうなずけよう。農民の教育への意欲は一面的に把握することはできないが、農民講座や水稲研究会への参加の程度、あるいはマスコミとの接触からも理解できる面もあると思うし、構造改善事業に関する知識を導入した時期や経路も農民の教育への意欲をあらわすものとして理解されよう。このような視点から表8をみると、②、⑥、⑬、⑮、⑰、⑳の人々は教育への意欲も高いと判断できるのではないかと思う。それでは構造改善事業に対する意識を含めて、近代化について農民が考えている方向と教育への対応の相互関連を次に考えてみる。

(G)

表6と表には記入しない農民の意見より、農民の経営改善の方向には差異がみられる。まずそれを図にしたものが図1である。

图 1



(A) 構造改善事業を積極的に推進させ、共同化を徹底的に行なうことによって生活の安定を試みようとするグループで、部落の指導者層に。②, ③, ⑥, ⑦, ⑩, ⑪, ⑬)

(B) (A)に属する人々に比較して明確な意識で事業を

とらえる点で劣り、事業に対して消極的である。い
うならフオーアに当たる。しかしこのクラスは大
別すると更に二つにわかれ、共同化をはじめとする
複数農家による経営改善を目指す層（18，21）と共
同化による経営改善の展望はもたず、事業終了後自
家だけでやってゆこうとする層（1，5，9，15，
16，20，22）

(C) 構造改善事業を否定的にみている層で、できることなら参加をとりやめ脱退したいという気持を抱いているもの (④, ⑧, ⑰)

Aのグループに入る農民のうち、②、⑥、⑬の3名の教育意欲の高さは理解できるであろう。⑩は水稻研究会々員ではないが意欲を感じるし、また⑪については、マスコミによるインフォメーションの導入していないが教育への意欲は高い。③は56歳という年齢と実際の耕作の主力が息子であるため農民講座への参加もなく、また農業知識のさし迫った必要も感じないだけで、この層の教育への意欲は総じて高い。

Bのグループに入る⑬, ⑭では、これもまた教育要求が他に比較して高いといえる。①, ⑤, ⑨, ⑮, ⑯, ⑳, ㉑の農民の中では⑮の意欲の高さが注目をひく。その他の農民は意欲が低く、現状にあまじってしまう停滞性というならば過言であろうか。また④, ⑧, ⑰のうち④, ⑨は教育への意欲は低い。しかし⑰については比較的教育への意欲が強いことがあきらかである。全体的に最後に言えることは、まず第1に構造改善事業をふくめて農業近代化への積極的姿勢を持つ農民は教育への意欲も高い。第2に近代化への指向性にかける農民は、一部を除いて教育に対する意欲も低位にある。第3に構造改善を否定する農民は教育への積極的姿勢にも欠ける。

教師の研究活動の条件と保障

白 井 秀 男

目 次

序

第一章 法律的側面

第一節 教育公務員特例法の研修規定

第二節 その他の研修規定

第二章 勤務態様の側面

第一節 生活時間構造

第二節 研究時間

第三節 学校経営上の工夫

第三章 財政的側面

第一節 財政的援助の実態

第二節 財政的保障の方法

第四章 主体的側面

第一節 教師の教職に対する意識

第二節 教師の研究活動に対する意欲

結 び

教師の資質は、学校教育を通して、子供に給付される教育の質を決定する、最も大きな要因の一つである。

教師の資質の源泉が、教師の日々の研究活動に求められる以上、教師は教育活動と同様職務として研究活動に従事しなければならない。この点、教育公務員特例法も、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」(第19条1項)と、うたい、「研究と修養」に励むことを義務として課している。このことは、反面、教師が研究活動を遂行する上で、必要であるとされる諸条件が整備されていなければならないことも意味しているのであるが、それでは実際に、教師は研究活動を行なう上で、どのような保障に、如何なる程度に浴しているであろうか。教師の研究条件の保障の程度、保障の性格の如何によっては、近年の「教師の教育権」論や、「教職の専門性」論に示唆するところも生じてくるであろう。本論文は、研究活動の条件の、教師にとって外的なもの、内的なものについて、その保障の実際を論じたものである。

以下、各章毎に、内容のアウトラインを記す。第一章、法律的側面、においては、教育公務員特例法の研修規定をめぐり、1) 法案立案時の問題点——教育公務員の「職責」の特殊性、教育の自律性や教師の研究活動の自主性、及び研修規定の審議の大部分が充てられた、研修の財政的保障の問題——、2) 解釈および運用におけ

る問題点を扱った。第二章、勤務態様の側面では研究時間の保障が中心課題となるが、それを明らかにするため第一節において、教師の勤務時間規定の特殊性及び勤務内容、勤務時間量の特殊性を把握し、第二節において、教師が自主的な研究活動のための時間を積極的に保障されておらず、教職が専門職であると規定されても、その内実においては、専門家としての高い水準を維持していくことが困難であることを示した。第三章、財政的側面、では、第一節、財政的援助の実態、において、研修の困難点としての研究費不足、及び、研究活動の形態や研究会の主催者の別、内容等によって研究費の保障の方法や度合いがどのように規定されているかを示し、第二節、財政的保障の方法では、研究活動費が賃金、研修手当としてどのように考えられるべきかを論じた。以上の章、節では、教師の研究活動の外的条件としての研究活動をめぐる関係法規や教師の勤務の態様及び研究活動の財政的保障について論じたのであるが、第四章においては、研究活動の主体たる教師の主体的側面に視点を置き、「研究活動に対する意欲」(第二節)を研究活動の内的条件として捉えることとした。第一節では「教師の教職に対する意識」を研究意欲の規定要因として捉え、教師に対する教職の誘引力や、教師の考える教育の将来像等、基本的なものに限り論じた。

以上の構成で教師の研究活動をめぐる諸条件及びその

保障の実際について見た訳であるが、教師の研究条件は極めて貧困なものであり、教育という職責を、十全に遂行していくことを可能にするようなものではなかった。改めて、「教師が研究を行なう」ということが学校教育全体の中にどのようなものとして位置づけられているのか、という問題に直面させられる。「小中高等学校の教師にも、大学等の高等教育機関の教官や研究者と同様の研究条件を保障すべきである」という考え方や、又、「一国の教育計画の策定に際しても教師は、そのイニシアティブをとるような専門家でなければならない」という考え方に立たないにしても、児童・生徒の教育を掌る教師が、現状のような貧困な研究条件にしか浴していないという事実に対しては目を向けなければならない。研究条件の貧困さは、直接的に、教師の教育実践の、従って、学校教育の質のレヴェルの問題に関っていると見なければならぬであろう。学校教育の質の粗悪さは、教師や学校から「知性の権威」を失わせるものである。教師や学校が、父母や子供に「知性の権威」を示し得ない、ということは、近年の「教師の教育権」論や、「教職の専門性」論にとって、重大な問題を提起していると考えべきである。「教師の教育権」は単に、法概念として主

張され、承認されるだけでは実効性を完全に発揮するものではなく、教師が内面に擁している「知性の権威」に対する、父母や子供の畏敬の念が、教育権の法概念としての承認に伴う時、初めて、真の実効性を有することになると言い得るからである。この「知性の権威」に対する畏敬、或いは屈服の念は、「教職の専門性」の承認に繋るものである。しかしながら、教師の研究条件が、現状のようなものである以上、教師が、父母や子供に「知性の権威」を示し得るような資質を獲得することは、非常に困難なことであろう。「教師の教育権」の論理構成は、教師の高度な資質と、教師自身の職責自覚によっても、支えられなければならないとすれば、「教師の教育権」の承認の獲得には、多くの問題が横たわっていると言えよう。

「貧困な研究条件」と、当局の「強硬な教育課程行政」は、容易に、「教育内容統制」に結びつく。当面の教育課程行政に抗していくには、やはり、教師が自主的に教育課程を編成し得るだけの資質を獲得していく以外に道はないと言わざるを得ないが、厳しい情勢の中で、このような重大な職責を、一勤労者としての教師に課さねばならないということは、酷とも言えるであろう。